

[別紙1]

## とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請書の提出

○交付申請書、様式第1号「事業計画書」、様式第2号「収支予算書」及び添付書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請にあたっては、とっとり小規模ラボを設置する市町村とあらかじめ協議してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

### 4. 1年経過時点 → 進捗状況報告書提出

○進捗状況報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 5. 2年経過時点 → 進捗状況報告書提出

○進捗状況報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 6. 実績報告書提出(3年経過) (完了から30日以内)

【事業を中止・廃止した場合の実績報告書の提出】

事業を中止・廃止した場合は、その日から30日以内の実績報告書を提出してください。

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い(精算払)

1回目:1年経過時点で進捗状況報告書に基づく支払い

2回目:2年経過時点で進捗状況報告書に基づく支払い

3回目:事業完了(3年経過)時点で実績報告書に基づく支払い

※支払いにあたっては、事業実施及び対象経費の支払いを確認できる証憑書類(原本)を確認します。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・立地戦略課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7245 ritti@pref.tottori.lg.jp